

## ほづみヘルパーステーション 料金表

提供するサービスの料金とその利用料について

《1割負担の場合》

○区分：身体介護中心

(単位：円)

提供時間	20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 (30分増す毎に)	
	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料
昼間	1,788	179	2,688	269	4,270	427	6,233	624	899 を加算	90 を加算
早朝・ 夜間	2,233	224	3,360	336	5,344	535	7,793	780	1,127 を加算	113 を加算
深夜	2,688	269	4,032	404	6,406	641	9,354	936	1,344 を加算	135 を加算

○区分：生活援助中心

(単位：円)

提供時間	20分以上 45分未満		45分以上	
提供時間帯	料金	利用料	料金	利用料
昼間	1,962	197	2,417	242
早朝・夜間	2,449	245	3,024	303
深夜	2,948	291	3,631	364

○身体介護に引き続き生活援助を行う場合

(単位：円)

提供時間	20分以上 45分未満		45分以上 70分未満		70分以上	
提供時間帯	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料
昼間	715	72	1,430	143	2,164	217
早朝・夜間	899	90	1,788	179	2,688	269
深夜	1,073	108	2,146	215	3,219	322

区分	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	6時～8時	8時～18時	18時～22時	22時～6時

○加算

(単位：円)

	利用料	料金	算定単位
初回加算	2,168	217	ひと月につき
緊急時訪問介護加算	1,084	109	1回につき
生活機能向上連携加算	1,084	109	ひと月につき
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数（基本サービス費に各種加算を加えた総単位数）の13.7%。（区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。）		

《2割負担の場合》

○区分：身体介護中心

(単位：円)

提供時間 提供時間帯	20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 (30分増す毎に)	
	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料
昼間	1,788	358	2,688	538	4,270	854	6,233	1,247	899 を加算	180 を加算
早朝 夜間	2,233	447	3,360	672	5,344	1,069	7,793	1,559	1,127 を加算	226 を加算
深夜	2,688	538	4,032	807	6,406	1,282	9,354	1,871	1,344 を加算	269 を加算

○区分：生活援助中心

(単位：円)

提供時間 提供時間帯	20分以上 45分未満		45分以上	
	料金	利用料	料金	利用料
昼間	1,962	393	2,417	484
早朝・夜間	2,449	490	3,024	605
深夜	2,948	590	3,631	727

○身体介護に引き続き生活援助を行う場合

(単位：円)

提供時間 提供時間帯	20分以上 45分未満		45分以上 70分未満		70分以上	
	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料
昼間	715	143	1,430	286	2,416	484
早朝・夜間	899	180	1,788	358	2,688	538
深夜	1,073	215	2,146	430	3,219	644

区分	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	6時～8時	8時～18時	18時～22時	22時～6時

○加算

(単位：円)

	利用料	料金	算定単位
初回加算	2,168	434	ひと月につき
緊急時訪問介護加算	1,084	217	1回につき
生活機能向上連携加算	1,084	217	ひと月につき
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数 (基本サービス費に各種加算を加えた総単位数) の 13.7%。(区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。)		

※初回加算

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回若しくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護サービスを行った場合又は他の訪問介護員等が訪問介護サービスを行う際に同行訪問した場合に加算。

※緊急時訪問介護加算

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時にサービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合に加算。

※生活機能向上連携加算

サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合に加算。

※ 提供時間数は、実際にサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定める時間数によるものとします。

※ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う場合は、ご利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

- ・ 2人の訪問介護員がサービスを行う場合(例)
- ・ 体重の重たい方に対する入浴介助などの重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

その他の費用について

①交 通 費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。
②キャンセル料	利用前日の営業時間終了までにキャンセルのご連絡がない場合、1提供あたりの料金の50%を請求いたします。 *但し、利用者の病変、急な入院等の場合、キャンセル料は請求致しません。
③サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。